

(一社)長 崎 県 建 設 業 協 会  
(一社)長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会  
(一社)長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会  
(一社)長 崎 県 ほ 装 協 会  
(一社)長 崎 県 管 工 事 協 会  
(一社)長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会  
(一社)長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会  
(一社)長 崎 県 の り 面 協 会  
(一社)長 崎 県 空 調 衛 生 設 備 業 協 会  
(一社)長 崎 県 解 体 工 事 業 協 会  
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合  
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合  
長 崎 県 管 工 事 業 協 同 組 合 連 合 会  
(一社)長 崎 県 漁 場 整 備 開 発 協 会  
長 崎 県 造 船 協 同 組 合

様

長崎県土木部長

### 適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた対策への取組として、国土交通省不動産・建設経済局長から下記 1 のとおり通知がありました。

長崎県土木部においても、最新の取引価格を反映した適正な請負代金を確保するため、公共工事標準請負契約約款第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）及び第 22 条（受注者の請求による工期の延長）により、受注者から協議の申し出があり、必要と認められる場合には契約変更等の取組を行うこととしておりますので、周知します。

### 記

#### 1 国土交通省 通知

(1)(別添 1)国不建第 52 号

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

(2)(別添2)20220426製局第1号、国不建第57号

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について

## 2 関連通知

賃金等の急激な変動による請負代金の変更については、「(別添3)25建企第545号 賃金等の変動に対する長崎県建設工事標準請負契約書第25条第6項(現行では第26条第6項)の運用について」により、発注機関と協議をお願いします。

<問合せ先>

建設企画課 公共工事契約指導班(内線:3027)

(095-894-3027)

技術基準班 (内線:3025)

(095-894-3025)

国不建第52号  
令和4年4月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、かねてより、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」及び「適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について（令和4年3月8日付け事務連絡）」などにより周知しているところですが、現下の原材料費等の高騰の状況においては、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、請負代金や工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、政府全体の「転嫁対策に向けた集中取組期間」（令和4年1月～3月）において、昨今の資材や原油の価格高騰下における標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等についてモニタリング調査を実施したところ、受発注者間契約の15%、元請下請間契約の10%で「請負契約に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていない」との回答が確認され、また、受発注者間契約の25%、元請下請間契約の14%で「物価等の変動に基づく請負金額の変更の申出を行ったものの、受け入れてもらえなかった」との回答が確認されました（別添「令和3年度資材や原油の価格高騰による影響確認に係るモニタリング調査」参照）。

中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるには、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることも重要であり、昨今の原材料費等の高騰を踏まえ適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について適切に対応を図ることについては、「下請契約及び下請

代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(令和3年12月1日国不建推第37号・国不専建第26号)」にて通知したほか、昨年12月27日に開催されたパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議においては、斉藤国土交通大臣から民間発注者団体等に対して、国土交通省としては特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願いしたいとの要請もなされたところです。

また、発注者と元請負人との関係のみならず、元請負人と下請負人との関係においても、建設工事の注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)に違反するおそれがあります。さらに、建設工事の注文者が、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間、すなわち、「工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)」等に照らして不適正に短く設定された期間を工期とする請負契約を締結することは、同法第19条の5(著しく短い工期の禁止)に違反するおそれがあります。

つきましては、貴団体におかれても、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定(いわゆるスライド条項等)及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても下請企業から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方お願いいたします。

特に、下請企業等との取引において価格転嫁を進める上での発注者と元請負人との間の契約の適正化の重要性に鑑み、発注者との契約における適正な請負代金の設定や適正な工期の確保についても適切な対応を図るとともに、既に締結された契約についても、現下の原材料費等の高騰・品薄の状況を踏まえ、同様に適切な対応に努めていただくよう、周知方お願いいたします。

また、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対しても同様の配慮を行っていただくことについても周知方お願いいたします。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

なお、同様の内容について、公共発注者及び主要民間団体あてにも周知しておりますので、参考までに送付致します。

20220426製局第1号  
国不建第57号  
令和4年4月26日

建設業者団体の長 殿

経済産業省  
製造産業局長  
(公印省略)

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
(公印省略)

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分の  
アスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化や、建設業における適正な請負代金の設定等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

現下の原材料費等の高騰を踏まえた対応については、かねてより、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（令和3年12月1日国不建推第37号・国不専建第26号）」などにより、建設工事の材料費等について市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意することを周知するとともに、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」及び「適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について（令和4年3月8日付け事務連絡）」などにより、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について周知しているところですが、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、資材の調達や請負代金・工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

また、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるには、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることも重要であり、昨年12月27日に開催されたパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議においては、斉藤国土交通大臣から民間発注者

団体等に対して、国土交通省としては特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、適正な請負代金の設定や支払条件の改善等にご協力をお願いしたいとの要請もなされたところです。

また、発注者と元請負人との関係のみならず、元請負人と下請負人との関係においても、建設工事の注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）に違反するおそれがあります。

つきましては、貴団体におかれても、アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分が適切に価格へ転嫁されるよう、アスファルト合材の調達に当たっては、相手方と十分に協議の上適正な価格を設定していただくよう周知方お願いいたします。

また、アスファルト合材を活用した工事の請負契約の締結に当たってはアスファルト合材の調達価格を踏まえた適正な請負代金を設定していただくとともに、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）を適切に設定・運用し、契約締結後においても下請企業から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施することなど、適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方お願いいたします。

特に、下請企業等との取引において価格転嫁を進める上での発注者と元請負人との間の契約の適正化の重要性に鑑み、発注者との契約における適正な請負代金の設定や適正な工期の確保についても適切な対応を図るとともに、既に締結された契約についても同様に、現下の原材料費等の高騰・品薄の状況を踏まえ、適切な対応に努めていただくよう、周知方お願いいたします。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

なお、同様の内容について公共発注者及び主要民間団体あてにも周知したほか、原材料費等の高騰の状況に応じたアスファルト合材の適正な取引価格の設定についてアスファルト合材製造業界に周知しておりますので、参考までに送付致します。

# 別添 3

25 建企第 545 号  
平成 26 年 2 月 14 日

(一社)長崎県建設業協会  
(一社)長崎県中小建設業協会  
(社)長崎県造園建設業協会  
(一社)長崎県ほ装協会  
(社)長崎県工務店連合会  
(一社)長崎県管工事協会  
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会  
(社)長崎県斜面安定技術協会  
(一社)長崎県のり面協会  
(社)長崎県建造物解体工業会  
(社)長崎県下水道建設業協会  
長崎県建設工業協同組合  
長崎県電気工事業工業組合  
長崎県管工事業協同組合連合会  
長崎県漁場整備開発協会  
長崎県造船協同組合

様

長崎県土木部長

## 賃金等の変動に対する長崎県建設工事標準請負契約書 第 25 条第 6 項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、「長崎県建設工事標準請負契約書（平成 22 年 12 月 3 日付け長崎県告示第 986 号。以下、「契約書」という。）第 25 条第 6 項の運用基準について、下記のとおり定めたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 適用対象工事

- (1) 契約書第 25 条第 6 項の請求は、2. (3)に定める残工期が 2. (2)に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

#### 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下、「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### 3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

### 4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下、「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額  
( $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：請負比率（落札率）、 $Z$ ：累積算額)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額  
( $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：請負比率（落札率）、 $Z$ ：累積算額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。



## 5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
  - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
  - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

## 8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。